

[事案 30-312] 責任開始日変更請求

・令和元年 8 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始日を、募集人の説明どおりの日にちとすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 7 月に契約したがん保険について、以下のとおり、募集人は申込書を受領した時点から 3 か月後が責任開始日になると説明したので、説明どおりに責任開始日を変更してほしい。

- (1) 募集人は、申込書を受領した時点から 3 か月後が責任開始日となる旨を、資料も見せずに「流れの中で」説明した。
- (2) 平成 30 年 3 月に配偶者が、募集人に申込書を渡した際、募集人から、申込書受領時点から 3 か月後に保険期間が開始となる旨を案内された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張するような説明を行ったことはない。
- (2) 本契約は、約款に基づき、平成 30 年 8 月を責任開始日として成立している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による誤説明があったとは認められず、約款の内容と異なる契約が成立したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。